

平城宮初期軒丸瓦の紋様をめぐって

平城宮初期の軒瓦は、平城宮西区（第一次）の大極殿院と朝堂院にあらわれている。大極殿の創建軒瓦は、6284 C・E - 6664 Cの組み合わせだ。最近の調査成果（第305次・311次、『年報2000 - III』）をみても、大極殿周辺から出土した軒瓦からだけでは確定できないが、大極殿院南門SB7801や築地回廊SC5600の創建軒瓦は6284 C・E - 6664 Cと確定できる。さらに、朝堂院南門SB9200の創建軒瓦は、6282 A - 6668 A、その脇の東楼SB7802が6304 C - 6664 Kと判明している（『平城報告XI』1987）。これらの軒瓦は、平城宮・京軒瓦編年第I - 1期を代表する宮所用軒瓦であり、続く第I - 2期には、6303 Bや6665 Aがある（『平城報告XIII』1991）。

軒平瓦は大官大寺から これら平城宮で初期に採用された軒瓦をみると、まず、軒平瓦は6664や6668といった三回反転均整唐草紋に統一されている。前代の藤原宮がすべて偏行唐草紋だったのに較べると、新時代の到来を雄弁に物語っているようにみえる。これら均整唐草紋軒平瓦の紋様が、文武朝大官大寺の創建軒平瓦6661に起源することはすでに古くに指摘されている。さらにまた、6664各種の型式変化を花頭形中心飾りでみた場合、基部がわずかに開く種が古く、基部が開かないで内外区の界線につながるものが新しくおけるのは、6661の中心飾りを祖形としてその形式化の過程として理解できよう。

軒丸瓦の系統 次に、軒丸瓦の紋様はどうだろう。平城宮の軒丸瓦は、間弁の形状から3系統に分類されている。各々の間弁が独立するA系統、間弁の先端が蓮弁周囲を囲んで連続するB系統、そして間弁のないC系統だ。

平城宮第I期の軒丸瓦は、先に挙げた6282 A・6284・6303・6304のいずれもがB系統にあたる。これに対して、平城京内の寺院には2者がある。宮内と同じくB系統を採用するのは、平城京薬師寺（6304 Ea - 6664 O）と大安寺（6304 D - 6664 A）、A系統を採用するのが興福寺（6301 A - 6671 Aa）と追分庵寺（6348 Aa - 6675 A）、そして観世音寺および長屋王邸（6272 A・B - 6644 A ~ C）だった。宮と官立大寺院のB系統にたいして、A系統が準官立を含めるとしても私寺と貴族邸宅に認められ、軒丸瓦の紋様の違いにかなり歴然としたものがある。先行する藤原宮の

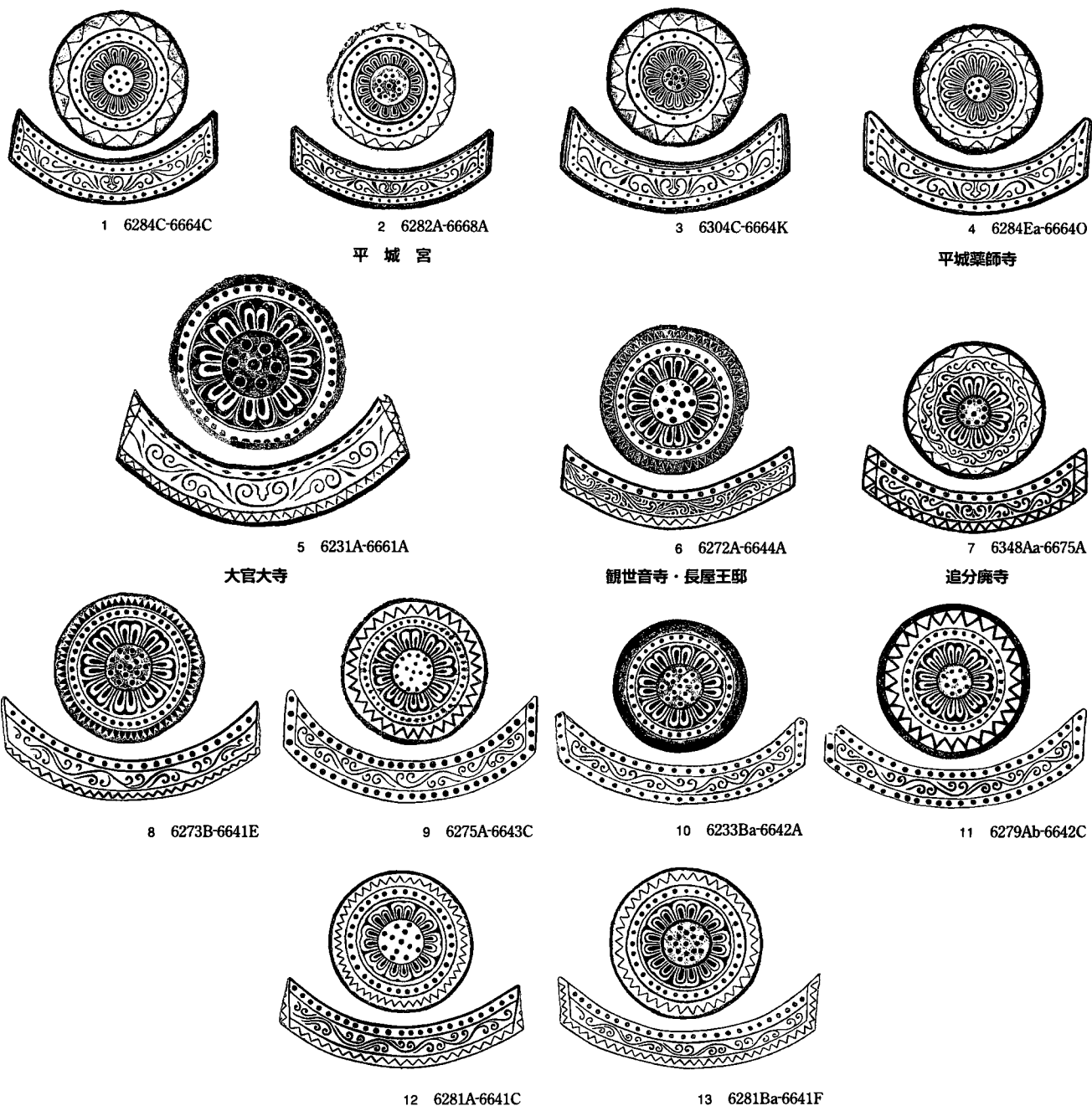
様子をみてみよう。

藤原宮の軒丸瓦 藤原宮ではC系統の軒丸瓦はないが、A系統とB系統の軒丸瓦はある。6233・6271・6273・6274・6275・6276・6278・6279、藤原宮所用のほとんどの軒丸瓦は間弁が独立するA系統の軒丸瓦だ。B系統は6281しかない。6281にはA ~ Cの3種があるが、うちC種は天理市願興寺所用で、藤原宮ではA・Bの2種が使われている。平城宮初期のB系統軒丸瓦、特に6282 Aをみると、藤原宮6281 A・Bとの類似は明らかだ。したがって、平城宮初期の軒丸瓦が6281 A・Bを祖形として成立したことはこれまた早くから指摘されており、これを疑う余地はないだろう。では、なぜ6281なのか。

これまでの説明では、6281が型式的に新しく、藤原宮でも最新の紋様が平城宮初期に採用された、という。だが、A系統の祖形6276 Aa（本薬師寺所用）まで古くはないとしても、6281が型式的に新しいとの判断は、逆に平城宮との類似からいわれている節もないではない。中房蓮子の数からすれば、蓮子が一重にしかめぐらないA系統の6279 A・Bが平城宮式には一番近いのだが、それとの先後関係はわかっていない。

となると、次は所用建物との関係からの類推しかない。従来、6281 A - 6641 Cと6281 Ba - 6641 Fの二組は、まとまって出土する地点がなく、所用場所不明とするか補足用と理解するしかなかった。これら二組の軒瓦がまとまって出土したのは、1936年から39年にかけておこなわれた日本古文化研究所による藤原宮朝堂院地区（第六区）の調査だけだったからだ（『藤原宮跡傳説地高殿の調査二』1941）。しかし、この調査では細かい出土地点が報告されていないので、分布図をえがいて考察することができなかった。その状況を打破しつつあるのが、近年、飛鳥藤原宮跡発掘調査部が主力を注いでいる朝堂院地区の調査だ。すでに、『年報2000 - II』や『紀要2001』にも報告しているが、再度述べてみよう。

藤原宮朝堂の軒丸瓦が平城宮へ 飛鳥藤原第100次調査では、内裏地区東南隅にある大型礎石建物SB530と、朝堂院北面回廊SC9000そして朝堂院東面回廊SC9010などを調査した。第2次調査の出土資料を合わせて検討した結果、大型礎石建物SB530の所用軒瓦を、6275 A - 6643 Cと確定した。そして、朝堂院回廊の瓦を6233 Ba - 6642 Aとみた。さらに、その南側の飛鳥藤原第107次調



藤原宮
図47 関連軒瓦拓影 1:8

査では、朝堂院東第一堂SB9100と朝堂院回廊SC9000・9010を調査し、東第一堂の所用瓦を6281A-6641Cと6281Ba-6641Fの二組に確定するとともに、朝堂院回廊の軒瓦に6279Ab-6642Cの組み合わせを追加した。

これは、とても重要な成果だと思う。これまで、藤原宮の中核部では、大極殿の軒瓦が6273B-6641Eと判明していたにすぎなかったのに、二つの調査によって、宮の中核部の建物が各々独自の創建瓦をもっていることがわかったのだから。そして、今ここで問題としている軒丸瓦6281A・Bが朝堂の創建軒丸瓦ならば、平城宮初期の軒丸瓦の紋様は藤原宮朝堂のそれを踏襲したものだった、との説明が可能となる。二つの宮殿の軒丸瓦紋様が連続する背景をそこに求めたい。

また、大型礎石建物SB530と朝堂院回廊SC9000・9010は、遺構の重複関係によって朝堂院回廊の建設が大型礎石建物に遅れることがわかった。これが創建軒瓦に直結するならば、6281と6279の使用は6275Aを遡らないから、B系統軒丸瓦の採用と蓮子数の減少は藤原宮でも新しい段階で発生した現象だ、とみることもできる。藤原宮大極殿と朝堂院の成立時期にも問題は派生するだろう。

以上のように、藤原宮の軒瓦と初期の平城宮の軒瓦について、最近の知見をもとに愚考を開陳した。屋上屋をかさねる議論といわれればそうかもしれないが、所詮、瓦は屋上に重ねるもの。乞、寛恕。

(花谷 浩)